

第 6 章

新座市成年後見制度利用促進基本計画

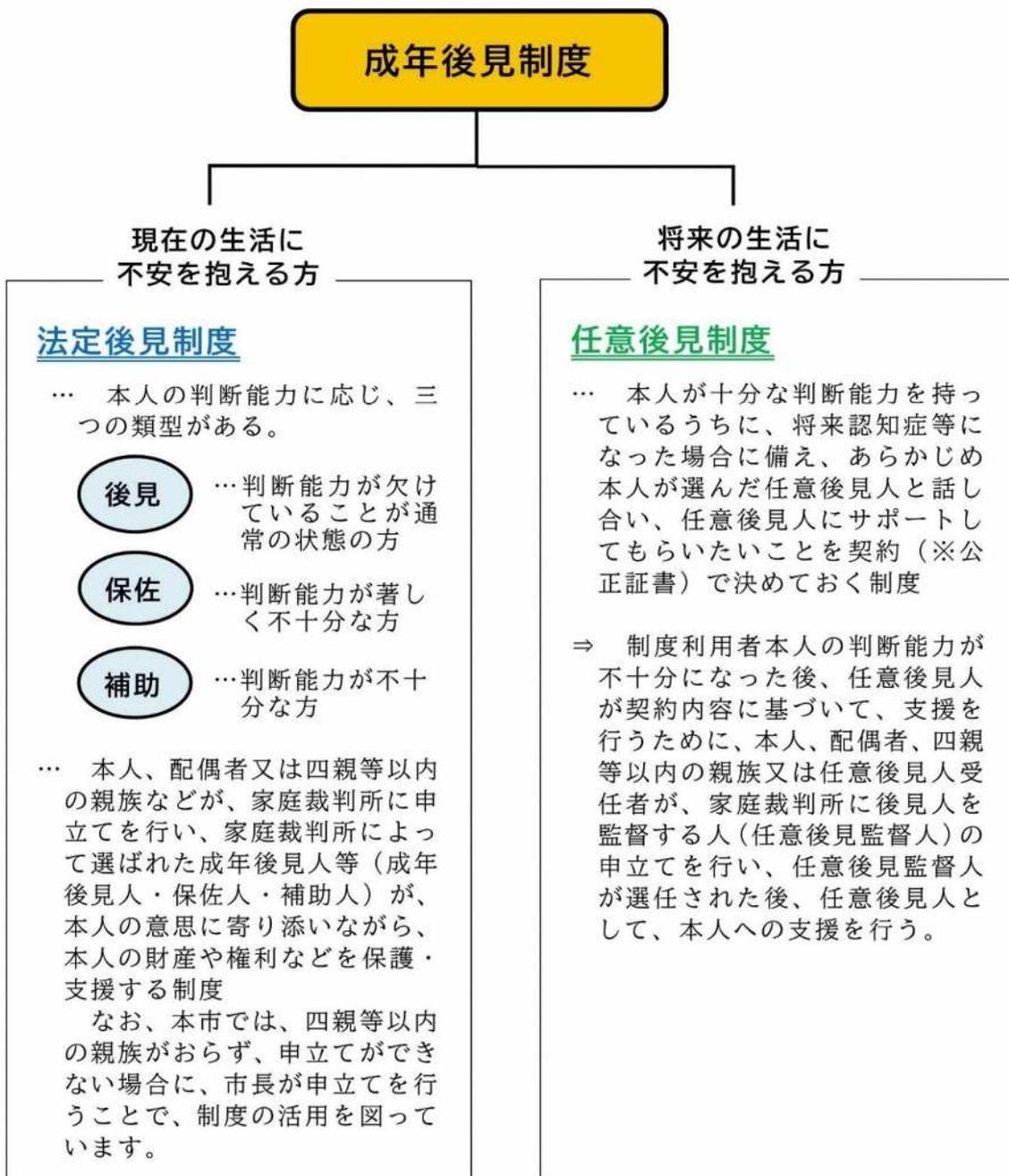
1 計画策定に当たって

(1) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の障がいによって判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人（以下「本人」という。）について、成年後見人等が本人の意思を尊重しながら、その判断能力を補うことによって、本人の身体や財産等の権利を擁護するものです。

成年後見制度は、現在の生活に不安を抱える方が利用する「法定後見制度」と、将来の生活に不安を抱える方が利用する「任意後見制度」の二つに分かれており、各制度の詳細については、下図のとおりとなります。

図9 成年後見制度の内容



(2) 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の障がいによって判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人(本人)について、成年後見人等が本人の意思を尊重しながら、その判断能力を補うことによって、本人の身体や財産等の権利を擁護するものとして、従来の禁治産制度を見直し、平成 12 年から開始されました。

しかし、制度利用者数については、制度開始時から増加傾向にあるものの、認知症高齢者数等の数と比較して著しく少ない状況です。

また、今後も認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれるため、成年後見制度の利用の必要性は高まっていくものと考えられます。

そのため、国では、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった理念の更なる尊重を図ることとしたところであり、平成 29 年度から令和 3 年度までの「成年後見制度利用促進基本計画」、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とした「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用が促進されるよう、更に施策を推進することとしています。

本市では、これまでも地域福祉計画等において成年後見制度の利用促進を含む権利擁護の推進を位置付け、また、個々の高齢者支援、障がい者支援に当たる中で成年後見制度の利用支援に取り組んできたところですが、今後更なる成年後見制度の利用促進に向けた取組を進めていくために「新座市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

(3) 計画の位置付け・計画期間

この計画は、成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に促進するための基本的な方向性や施策を明らかにするもので、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づく本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として策定する行政計画です。

計画期間は、「第 4 次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に合わせ、令和 5 年度から令和 9 年度までとします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

(市町村の講ずる措置)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

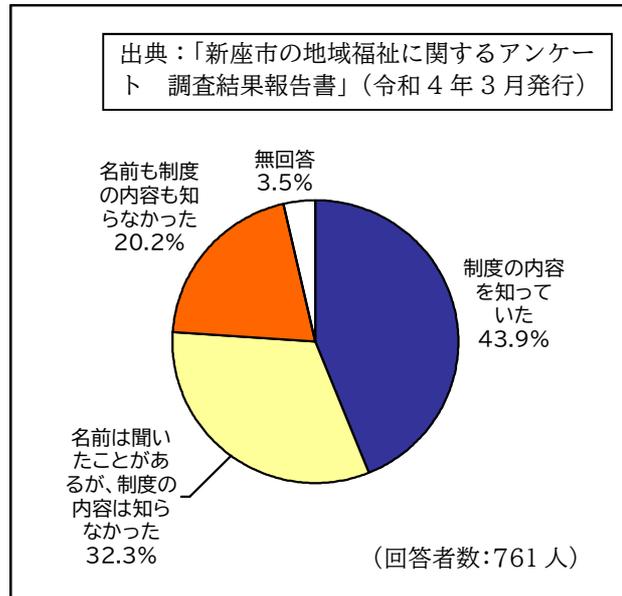
2 現状と課題

(1) 現状

①制度の認知度

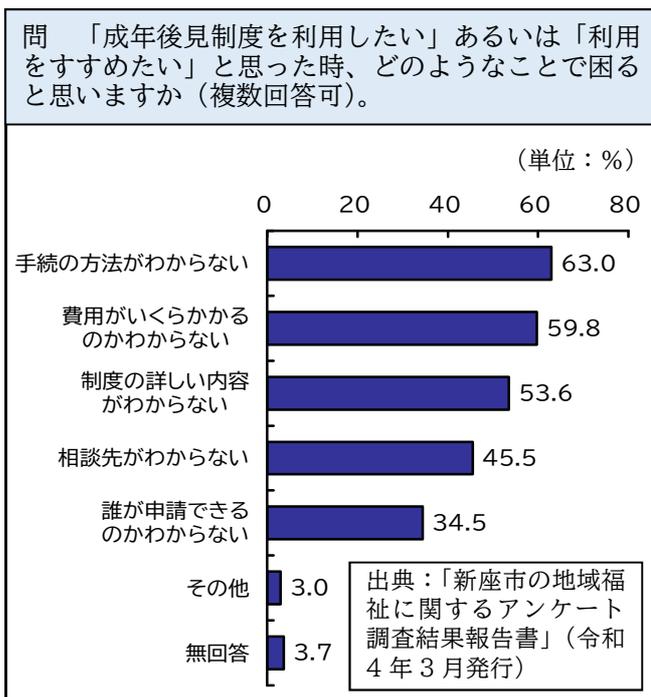
令和3年度に行った「新座市の地域福祉に関するアンケート」において、市民の「成年後見制度の認知度」を計る質問をしました。

その結果、「制度の内容を知っていた」が43.9%、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らなかった」が32.3%、「名前も制度の内容も知らなかった」が20.2%となっており、制度について理解している市民が43.9%いる一方、半数以上の市民が制度について理解していないことが分かりました。



また、日頃から地域福祉活動に携わっている方（地域福祉の担い手）に対しても、同様の調査を行ったところ、制度の内容について「知っていた」が76.5%である一方、「名前を聞いたことがあるが、制度の内容は知らなかった」が18.2%、「名前も制度の内容も知らなかった。」が2.4%となっており、地域福祉の担い手のうち、5分の1以上（20.6%）の方が、制度について理解していない現状であることが分かりました。

②制度を利用する際の問題点



次に、成年後見制度の利用を考えている市民への設問では、「手続の方法が分からない」など、様々な不安や疑問を持っていることが分かりました。

このような不安を市民が持っているということは、制度について十分な周知・啓発が進んでいないことを示していると考えられます。

また、制度利用を考える半数近くの市民が、「相談先が分からない」と感じており、相談先が分からないために、制度利用に踏み切れずにいる方が多くいる可能性

があります。

(2) 課題

①制度の認知度の低さ

半数以上の市民及び 5 分の 1 以上の地域福祉の担い手が制度を認知又は理解してないことや、制度の利用を考えている市民の多くが「手続の方法や費用等について分からない」などの不安を感じていることなどから、制度の周知不足が課題として挙げられます。

今後、制度の利用を促進するために、まずは、制度を周知することで、市民全体の認知度や理解度を高め、市民にとって、制度活用を身近な選択肢とし、その上で、市民が安心して制度利用を決断することができるような環境の土台を構築していく必要があります。

②制度を利用する際の相談体制の整備

制度の利用を考えている市民のうち、45.5%が「相談先が分からない」と回答していることから、市民にとって、相談先が明確になっていないことが課題として挙げられます。

また、「相談先が分からない」ことで、手続の方法や費用、制度の詳しい内容などについて相談することができず、将来の制度利用について検討する機会を逃したまま、制度利用に至っていない方も多数いることが考えられます。

そのため、地域の関係機関等と連携し、市民が身近な相談機関に、いつでも相談できる体制を整備することが求められます。

3 基本方針と目標

基本方針	権利を守り、意思に寄り添いながら、自分らしい生活を支える仕組みづくり		
目標	1 制度の周知・啓発 … 講演会の開催やパンフレットの作成・配布を行うとともに、専門職による講演会等の開催に対する支援などに取り組む。	2 相談体制の整備 … 相談先となる機関が連携し、相談体制を整備する。	3 利用促進に向けた環境整備 … 地域連携ネットワークの構築など、制度の利用促進に向けた環境をつくる。

4 目標実現に向けた取組

(1) 制度の周知・啓発

成年後見制度を多くの方に認知・理解していただくため、現在、制度に関する講演会の開催やパンフレットの作成及び配布などを行うことで、周知・啓発をしています。

しかしながら、アンケートの結果では、制度について理解している市民が半数以下であることや、制度の利用を希望する方に対しても、制度の内容に関する十分な周知ができていないことなどから、制度の周知不足が課題として考えられます。

今後も、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれ、これに伴い、制度を必要とする方の増加も見込まれますが、制度の周知・啓発が十分に行われていないことで、制度の利用を希望する方が必要なタイミングで、制度利用の選択肢を選ぶことができない可能性が高くなってしまいます。

そのため、制度の内容についての正しい理解が得られ、かつ、より多くの方に届くような周知・啓発を進めていく必要があります。

今後の取組として、より多くの方に分かりやすく制度の仕組みを伝え、かつ、正しい理解が得られるよう、講演会の開催やパンフレットの作成・配布を行うとともに、専門職による講演会や相談会等の開催に対する支援などを実施します。

主な取組

事業名	主な内容	所属
1) 講演会等の開催	制度の概要や後見人の業務などをテーマに、有識者を講師に迎え、講演会を開催する。 また、講演会以外に制度を周知する機会（例：市職員による出前講座、家庭裁判所による出張講座）を設けるとともに、相談の受け手など関係者に対する研修会等を開催する。	成年後見制度推進室
2) 講演会等の実施に対する支援	市以外が実施する専門職による講演会や相談会などの実施を支援する。	成年後見制度推進室
3) 広報活動の推進	広報紙、ホームページ、パンフレット等に、制度に関する情報を掲載し、周知する。	成年後見制度推進室

取組を評価する指標

指標名	内容	実績値	目標値	備考
		R3	R9	
成年後見制度の認知度	成年後見制度の認知度を計る質問項目で、「制度の内容を知っていた」と回答した市民の割合	43.9%	76.2%	市民意識調査

(2) 相談体制の整備

これまで本市では、各担当地区のケースワーカーや高齢者相談センター等の様々な機関が相談対応を行ってきました。

しかしながら、制度に関する相談先について、十分な周知が進んでいないことなどから、制度利用を考えている方の半数近くが「相談先が分からない」と回答しており、相談先が市民にとって明確になっていないことが課題となっています。

また、「相談先が分からない」ことから、制度の利用を考えている市民の中には、手続の方法や費用などに不安や疑問に感じている点について、制度を利用する前に、確認及び相談することができず、利用に踏み切れない方がいることも考えられます。

そのため、まずは、市役所内の相談先を明確にすること等を目的として、令和4年4月に、「成年後見制度推進室」を設置しました。

また、これらの相談を含め、複雑化・多様化した福祉に関する困りごと等を受け止め、課題等を整理し、関係部署・機関につなげる「福祉相談室」を令和4年4月に設置しました。

今後は、市役所以外で相談先となる機関を明確にしながら、成年後見制度推進室を始め、相談先となる機関同士が連携し、相談体制を整備していきます。

取組を評価する指標

指標名	内容	実績値	目標値	備考
		R3	R9	
①成年後見制度推進室の相談対応	成年後見制度推進室の相談件数（延べ件数）	—	80件	成年後見制度推進室
②高齢者相談センターの相談対応	高齢者相談センターの相談件数（当該年度の成年後見制度に関する初回相談件数）	24件	50件	介護保険課
③基幹相談支援センター（※）の相談対応	基幹相談支援センターの相談件数（当該年度の成年後見制度に関する初回相談件数）	16件	30件	障がい者福祉課

※ 基幹相談支援センター…地域における障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関。本人、家族、関係者などの相談者の話に応じて必要な支援を一緒に考えたり、成年後見制度の利用や虐待の防止に関する取組を実施したり、入所施設や精神科病院へ地域移行に向けた働き掛けなども行う。

(3) 利用促進に向けた環境整備

国の計画では、制度を必要とする市民の利用を促進するために、利用を開始する前から後見人等が選任された後まで安心して利用ができるように、福祉・行政・法律の専門職などが連携して「支援」する機能と、家庭裁判所が「運用・監督」する機能を持つ、地域のネットワーク（地域連携ネットワーク）を整備することが求められています。現在、そのような体制が構築できていないことが課題となっています。

こうした地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要とされているところであり、まずは、市がこの中核的な役割を担って、令和5年度を目途に地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の利用促進に向けた体制を整備します。

その上で、地域連携ネットワーク及び中核機関が担う具体的な機能として挙げられている、「広報機能」、「相談機能」、「利用促進機能」、「後見人支援機能」等のそれぞれの業務の範囲について、地域連携ネットワークの関係団体において分担して担えるよう体制の整備を図ります。

また、成年後見人等の担い手の確保・育成等の推進のため、法人後見実施団体との連携強化や市民後見人の養成に向けた取組を進めます。

成年後見制度利用支援事業については、広く低所得者を含めるなど、対象者の範囲の拡大を検討することにより、一層の利用促進を図ります。

図10 地域連携ネットワーク

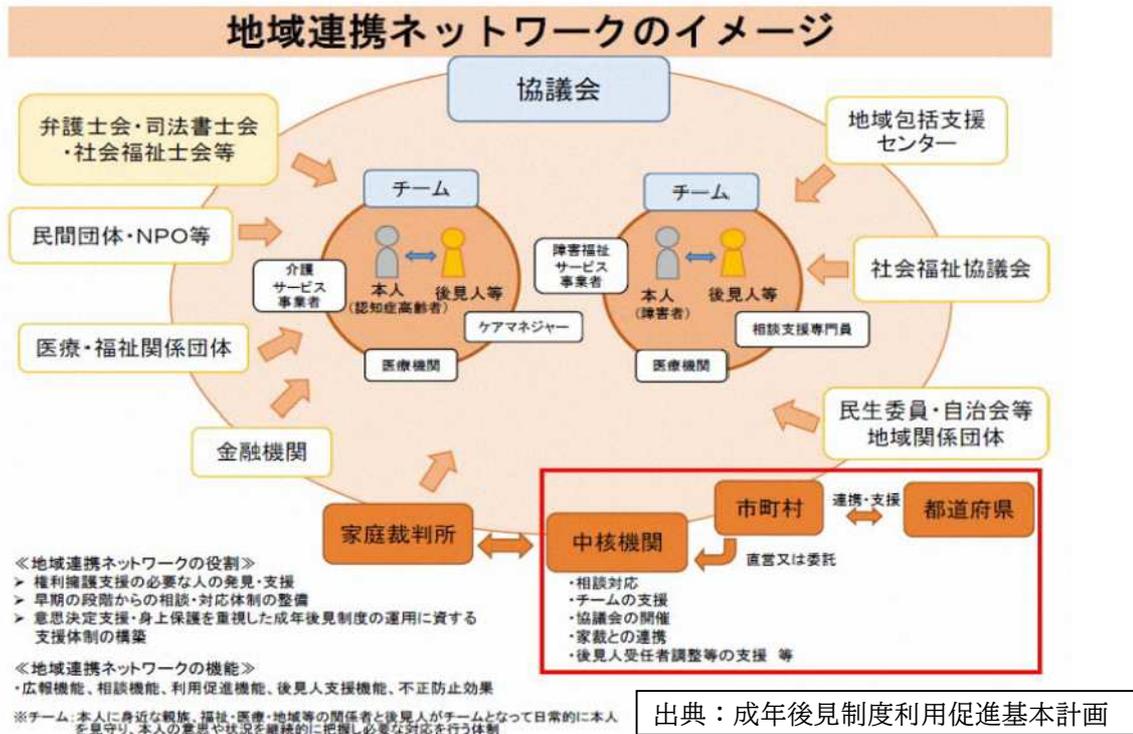


図1-1 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備目標

		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
広報機能 (広報誌やHPへの掲載、パンフレットの作成・配布、講演会の開催等)		実施				
相談機能 (成年後見制度推進室及び関係機関窓口での相談対応、専門職による相談会の開催等)		実施				
利用促進機能	受任者調整 (例：受任者調整会議)	検討	実施			
	市民後見人の養成 (例：市民後見人養成講座の開催)	検討	実施			
	法人後見実施団体との連携強化 (例：定例会議を開催し、連携体制を構築)	実施				
後見人支援機能 (例：後見人からの相談対応)				検討	実施	

主な取組

事業名	主な内容	所属
1) 地域連携ネットワークの整備・運営	市と地域の関係機関、専門職種などが参画する地域連携ネットワークについて、市が中核的な役割を担って、令和5年度を目途に構築する。その上で、地域連携ネットワーク及び中核機関に求められる機能については、関係団体が分担して、制度の利用促進に向けた取組を進める。 地域連携ネットワークの「協議会」の運営については、個々の協議内容によっては、地域にある既存の会議体等の活用も視野に入れた運営も検討する。	成年後見制度推進室
2) 日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」との連携	社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業において、他の福祉サービス等とも連携し、利用者の状況に応じた適切な支援を行いながら、判断能力の程度に応じて成年後見制度へのスムーズな移行を進める。	成年後見制度推進室 長寿はつらつ課 障がい者福祉課 社会福祉協議会
3) 成年後見制度利用支援事業	市長申立ての対象者のうち、資力の状況から申立費用や後見人等への報酬を負担することが難しい方に対し、市でその費用を助成する。 制度のより一層の利用促進を図るため、広く低所得者を含めるなど、対象者の範囲の拡大を図り、早期の事業実施に向け、検討する。	長寿はつらつ課 障がい者福祉課 成年後見制度推進室

取組を評価する指標

指標名	内容	実績値	目標値	備考
		R3	R9	
①成年後見制度利用件数	家庭裁判所提供データによる利用者数	245件	345件	さいたま家庭裁判所
②地域連携ネットワークの構築	実績	—	(R5構築後)整備・運営	成年後見制度推進室
③成年後見制度利用支援事業(利用件数)	実績	15件	45件	長寿はつらつ課 障がい者福祉課 成年後見制度推進室

